

「指定居宅サービス」利用契約に伴う重要事項説明書 ～指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護～

1 経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 富水会
- (2) 法人所在地 〒426-0213 藤枝市中ノ合 252 番地の 1
- (3) 電話番号 054-638-2237
- (4) 代表者氏名 理事長 糸柳 格順
- (5) 設立年月日 昭和59年9月25日

2 事業所の概要

(1) 事業所の種類

- ・指定短期入所生活介護事業所 平成12年3月1日指定
令和2年4月1日更新
(静岡県2275300065号)
- ・指定介護予防短期入所生活介護事業所 平成30年4月1日指定
令和6年4月1日更新
(静岡県2275300065号)

当事業所は特別養護老人ホーム開寿園に併設されています。

(2) 事業所の目的

介護保険法令に従い、契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービス(以下「短期入所生活介護サービス」という。)を提供します。

(3) 事業所の名称

開寿園短期入所生活介護事業所
開寿園介護予防短期入所生活介護事業所

事業所の所在地 〒426-0213 藤枝市中ノ合 252 番地の 1

電話番号 054-638-2237

事業所長（管理者）氏名 釜田 博司（釜田 博司）

(4) 事業所の運営方針

この事業所は、契約者が要介護状態等となった場合においても可能なかぎり、その自宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、入浴、排泄、食事等の身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うことにより、契約者の心身機能の維持と家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものです。

事業所は、契約者の人権を尊重し、常に契約者の立場にたったサービスの提供に努めるものです。

事業所はこの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村包括支援センター、居宅介護支援事業所、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療又は福祉サービスを提供する者と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めてまいります。

ご利用の際は、「介護保険被保険者証」「介護負担割合証」の提示をお願い致します。

当施設は、第三者評価の実施は、行っていません。

(5) 他の事業

- 指定介護老人福祉施設 開寿園
平成11年10月21日指定
令和2年4月1日更新 静岡県22753000065号 定員48名
- 指定介護老人福祉施設 開寿園ユニット葉梨
平成30年12月15日指定 静岡県2275301808号 定員30名
- 通所介護事業所 康楽
平成12年3月1日指定
令和2年4月1日更新 静岡県22753000065号 定員35名
- 介護予防通所介護事業所 康楽
平成27年4月1日指定
平成30年4月1日更新 藤枝市22753000065号
- 開寿園居宅介護支援事業所
平成11年7月30日指定
令和2年4月1日更新 静岡県22753000065号
- 藤枝市地域包括支援センター 開寿園
平成18年7月30日指定
平成30年4月1日更新 藤枝市2205300045号

(6) 通常の事業の実施地域

藤 枝 市

(7) 営業日及び営業時間

	短期入所生活介護
営業日	年中無休
受け付け	年中無休
サービス提供時間帯	年中無休

(8) 利用定員

短期入所生活介護 20人

3 職員の配置状況

事業所では、契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

{主な職員の配置状況}

<短期入所生活介護>(

職 種	短期入所生活介護	
	現 員	指定基準
1. 事業所長 (管理者)	1名	1名
2. 介護職員	6名以上	6名
3. 生活相談員	1名 (介護老人福祉施設と兼務)	1名
4. 看護職員	1名以上 (介護老人福祉施設と兼務)	1名
5. 機能訓練指導員	1名 (介護老人福祉施設・ユニットと兼務)	1名
6. 介護支援専門員	1名 (介護老人福祉施設と兼務)	1名
7. 医師		必要数
8. 管理栄養士	1名 (介護老人福祉施設・ユニットと兼務)	1名

<主な職種の勤務体制>(介護老人福祉施設 開寿園と兼務しています)

職種	短期入所生活介護
医師	第2・4火曜日 13:00～16:00
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番 7:30～16:30 3名 日勤 8:30～17:30 7名 遅番 9:00～18:00 3名 夜勤 16:00～9:00 3名

看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
	日勤 8:30～17:30 2名
	遅番 9:00～18:00 1名

4 居室等の概要（短期入所生活介護）

短期入所生活介護サービスの利用にあたり、下記の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として4人部屋ですが個室など他の種類の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。

（但し、契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居 室

居室の種類	居 室	面 積	1人あたり面積
1人部屋	4室	47.18㎡	11.80㎡
4人部屋	4室	177.01㎡	11.06㎡

主な設備

設備の種類	数	面積	1人あたりの面積
食堂・ 機能回復訓練室	1室	84.61㎡	4.2㎡
一般浴室	1室	18.52㎡	
機械浴室	特殊浴槽	1台	特養と共用
医務室	1室	23.63㎡	特養と共用
静養室	1室	16.04㎡	特養と共用
ラウンジ	1箇所	34.51㎡	特養ユニットと共用

☆ 居室の変更：契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、契約者や代理人（家族等）と協議のうえ決定するものとします。

5 サービス利用料金のお支払方法

(1) 別紙「事業所から提供するサービスと利用料金」に定める料金・費用は、次の方法でお支払ください。

○短期入所生活介護サービス事業所は1カ月ごとに計算し、ご請求します。

ア 指定口座からの引き落とし

イ 施設窓口へ請求書により現金払い

(2) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合、利用予定日の前日までに事業者申し出て下さい。

- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出を出された場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 10% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所及び従事者の稼働状況により契約書の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用期間又は日時を契約者に提示して協議します。

6 緊急時の対応

事業者は、介護サービスの提供中に契約者の病状の急変が生じた場合やその他、必要な場合には、速やかに契約者の主治医と連絡を取り、救急治療あるいは緊急入院等必要な措置が受けられるようなシステムを確立しております。

又、契約者の希望により、当事業所は下記提携医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

提携医療機関

医療機関の名称	藤枝市立総合病院
所在地	藤枝市駿河台4丁目1番11号
診療科	内科

7 サービスの利用に関する留意事項

短期入所生活介護

○来訪・面会

来訪者は、面会時間（8：30～20：00）を厳守し必ずその都度面会簿に記入し、職員に届け出てください。

○外出

外出の際には必ず行き先と帰園時間を職員に申し出てください。

8 非常災害時の対策

開寿園防災対策規程にのっとり、処置いたします。

災害時の対応	別途定める「介護老人福祉施設 開寿園 防災計画」にのっとり対応を行います。
近隣との協力関係	中ノ合町内会（開寿園救助隊）と、近隣防災協定を締結し非常時の相互の応援を約束しています。
平常時の訓練	防災計画にのっとり月一回夜間及び昼間を想定した避難訓練を入所者の方も参加して実施しています。
防災設備	スプリンクラー 避難階段 自動火災報知器・誘導灯・ガスもれ報知器 防火扉・シャッター 屋内消火栓 非常通報装置 漏電火災報知器 非常用電源 カーテンは、防火性能のあるものを使用しています。
防災計画等	藤枝市消防署への届出日 平成30年9月18日 防火管理者 生活相談員 安達 洋之

9 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

事業者は、万一の事故の発生に備えて、東京海上日動火災保険（株）の事業活動包括保険に加入しております。

10 サービス相談窓口及び苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。尚、当法人では「第三者委員会」を設置し、お客様からの苦情に適切に対応する体制を整えております。また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

(1) 当事業所苦情受付窓口

○苦情受付窓口（担当者） 生活相談員 安達 洋之

○受付時間 月曜日から土曜日までとする。

ただし祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く
8：30～17：30までとする。

○電話 054-638-2237 FAX 054-638-2433

(2) 法人

○担当者 (短期入所) 安達 洋之 (通所介護) 佐藤 稔隆

○受付時間 月曜日から金曜日の8：30～17：30

○電話 054-638-2237 FAX 054-638-2433

(3) 行政機関その他苦情受付機関

藤枝市地域包括ケア推進課 地域支援係	所在地 426-8722 藤枝市岡出山1丁目11番1号 電話番号 054-643-3225 受付時間 8：30～17：00
国民健康保険団体連合会	所在地 420-8558 静岡市春日2丁目4番34号 電話番号 054-253-5590 受付時間 8：30～17：00

尚、藤枝市では、介護福祉苦情救済委員会（介護オンブズパーソン）を設置して

公平で中立な立場で苦情への対応をしています。

私()および代理人()は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け指定居宅サービスの提供開始に同意しました。また、社会福祉法人富水会が、私および身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更の為。
- (2) 利用者に関わる介護計画(ケアプラン)を立案し、円滑にサービスが提供される為を実施するサービス担当者会議での情報提供の為。
- (3) 医療機関・福祉事業者・介護支援専門員・介護サービス事業者・自治体(保険者)・その他社会福祉団体等との連絡調整の為。
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要のある場合。
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスの為。
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議。
- (7) その他サービス提供で必要な場合。
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合。

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

令和 年 月 日

指定居宅サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者

職 名 生活相談員 氏 名 印

契約者

住 所

氏 名 印

代理人

住 所

続 柄 氏 名 印

(重要事項説明書別紙)

事業所から提供するサービスと利用料金

～介護予防短期入所生活介護サービス編～

当事業所が提供するサービス利用料金には

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 料金の全額を契約者に負担いただく場合があります。

1 保険の給付対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、介護保険からの給付があります。

「介護保険負担割合証」に記載されている割合によって 給付金額が変わります。

(1) サービスの概要

① 送迎

- ・安全運転に心掛け、ご利用者様の心身の状態に合わせ、車椅子のまま乗降できる車両で、ご自宅へ送迎させていただきます。
- ・送迎時間は交通事情により多少変化する場合があります

② 入浴

- ・入浴、又は清拭を行います。寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。

③ 排泄

- ・契約者の排泄の介助を行います

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ その他日常への支援

- ・寝たきり防止の為、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れ、適切な整容が行われるよう配慮します。

(2) サービスの利用料金 (1回あたり) (契約書第8条参照)

下記の料金表によって、契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担金)をお支払い下さい。
(上記サービスの利用料金は、契約者の要介護度に応じて異なります。)

(例 1割負担の方の場合※)

契約者の要介護度 と	要支援 1	要支援 2
サービス利用単位	451単位	561単位
サービス提供体制加算 I 1	18単位	
機能訓練体制加算	12単位	
計 / 日	481単位	591単位

※一定以上所得者は2割または3割負担となります。

(介護保険負担割合証をご確認下さい)

* 上位単位に、

「介護職員処遇改善加算 I 8.3%」「特定処遇改善加算 I 2.7%」

「介護職員等ベースアップ等支援加算 1.6%」が加算されます。

(小数点以下は、四捨五入になります。)

* 藤枝市は介護制度改正により7級地になり、1単位=10円17銭になります。

○食費は、召し上がった食数(朝・昼・夕)を請求させていただきます。

(第一段階～第三段階の方は、1日の負担上限金額が決められています)

○食費・居住費のご負担額は第一段階～第四段階まで分かれています。

市町村から発行される「介護保険負担限度額認定証」をご確認下さい。

- その心身の状態や介護者の事情等から送迎が必要と認められる契約者を送迎する場合には、契約者一人につき片道の送迎ごとに184単位が加算されます。

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

サービスの概要と利用料金

① 食費

当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養ならびに契約者の身体の状況及び施行を考慮し食事を提供します。

召し上がられた食数(朝340円・昼690円・520円)を請求させていただきます。

※介護保険負担限度額の段階「1～4」によって負担額が変わります。経管栄養の方は、流動食を利用期間分お持ちください。

(お食事代は頂きません)

② 居住費

多床室 1,000円/日 をお支払い下さい。

個室 1,310円/日 をお支払い下さい。

※介護保険負担限度額の段階「1～4」によって負担額が変わります。

③ 介護保険給付の支給限度を超えるサービス

介護保険給付の支給限度を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が契約者の負担となります。

④ 複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費を負担いただきます。

○1枚につき10円

⑤ 日常生活で必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、契約者の日常生活に要する費用で契約者に負担頂くことが適当であるものにかかる費用を負担していただきます。

○おむつ代・・・頂きません(サービス料金に含まれます。)

○おやつ代・・・頂きません(サービス料金に含まれます。)

⑥ レクレーション・クラブ活動

契約者のご希望により、レクレーションやクラブ活動に参加していただくことができます。なお、材料費等、実費をいただきます。

⑦ 理美容サービス

移動理美容の出張による理美容サービスを利用いただけます。

第3金曜日 夢翔

利用料金

カット(ブロー込み)

1,800円

(消費税は内税になります。)

☆ 経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と、変更する事由について、変更を行う2ヵ月前までにご説明します。

(重要事項説明書別紙)

事業所から提供するサービスと利用料金

～短期入所生活介護サービス編～

当事業所が提供するサービス利用料金には

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 料金の全額を契約者に負担いただく場合があります。

1 保険の給付対象となるサービス (契約書第4条参照)

以下のサービスについては、介護保険からの給付があります。

「介護保険負担割合証」に記載されている割合によって給付金額が変わります。

(1) サービスの概要

① 送迎

- ・安全運転に心掛け、ご利用者様の心身の状態に合わせ、車椅子のまま乗降できる車両で、ご自宅へ送迎させていただきます。
- ・送迎時間は交通事情により多少変化する場合があります

② 入浴

- ・入浴、又は清拭を行います。寝たきりの方でも機械浴槽を使用し入浴することができます。
- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。

③ 排泄

- ・契約者の排泄の介助を行います

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ その他日常への支援

- ・寝たきり防止の為、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れ、適切な整容が行われるよう配慮します。

(2) サービスの利用料金 (1回あたり) (契約書第8条参照)

下記の料金表によって、契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担金)をお支払い下さい。
上記サービスの利用料金は、契約者の要介護度に応じて異なります。

(例 1割負担の方の場合※)

契約者の要介護度と サービス利用単位	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	603単位	672単位	745単位	815単位	884単位
サービス提供体制加算I1	18単位				
機能訓練体制加算	12単位				
計 / 日	633単位	702単位	775単位	845単位	914単位

※ 一定以上所得者は2割又は3割負担となります。

介護保険負担割合証を確認下さい。

* 上位単位に、

「介護職員処遇改善加算 8.3%」「特定処遇改善加算Ⅰ 2.7%」

「介護職員等ベースアップ等支援加算 1.6%」が加算されます。

(小数点以下は、四捨五入になります。)

* 藤枝市は介護制度改正により7級地になり、1単位=10円17銭になります。

○食費は、召し上がった食数(朝・昼・夕)を請求させていただきます。

(第一段階～第三段階の方は、1日の負担上限金額が決められています)

○食費・居住費のご負担額は第一段階～第四段階まで分かれています。

市町村から発行される「介護保険担限度額認定証」をご確認下さい。

○その心身の状態や介護者の事情等から送迎が必要と認められる契約者を送迎する場合には、契約者一人につき片道の送迎ごとに184単位が加算されます。

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

サービスの概要と利用料金

① 食費

当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養ならびに契約者の身体の状況及び施行を考慮し食事を提供します。

召し上がられた食数(朝340円・昼690円・520円)を請求させていただきます。

※介護保険負担限度額の段階「1～4」によって負担額が変わります。

経管栄養の方は、流動食を利用期間分お持ちください。

(お食事代は頂きません)

② 居住費

多床室 1,000円/1日 をお支払い下さい。

個室 1,310円/1日 をお支払い下さい。

※介護保険負担限度額の段階「1～4」によって負担額が変わります。

③ 介護保険給付の支給限度を超えるサービス

介護保険給付の支給限度を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が契約者の負担となります。

④ 複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費を負担いただきます。

○1枚につき10円

⑤ 日常生活で必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、契約者の日常生活に要する費用で契約者に負担頂くことが適当であるものにかかる費用を負担していただきます。

○おむつ代・・・頂きません(サービス料金に含まれます。)

○おやつ代・・・頂きません(サービス料金に含まれます。)

⑥ レクリエーション・クラブ活動

契約者のご希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。なお、材料費等、実費をいただきます。

⑦ 理美容サービス

第3金曜日 夢翔

利用料金

カット（ブロー込み）

1,800円

（消費税は内税になります。）

☆ 経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と、変更する事由について、変更を行う2ヵ月前までにご説明します。